

さぎの宮寮短期入所生活介護事業重要事項説明書
(さぎの宮寮介護予防短期入所生活介護事業)

当事業所は指定短期入所生活介護の指定を受けています。

(浜松市指定 第2277100265号)

当事業所は利用者に対して指定短期入所生活介護事業サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

目 次

1 事業所の概要	1項
2 事業所の職員の概要	2項
3 短期入所生活介護の概要	2項
4 短期入所生活介護の運営方針	2項
5 利用料金	2項
6 サービスの利用方法	4項
7 サービス利用にあたっての留意事項	5項
8 サービス内容	5項
9 緊急時の対応方法	6項
10 事故発生時の対応	6項
11 虐待防止のための措置に関する事項	6項
12 非常災害対策	6項
13 契約終了	6項
14 苦情受付	6項
15 協議事項	7項
16 裁判管轄	7項

1 事業所の概要

事業所の名称	さぎの宮寮短期入所生活介護事業所
事業所の所在地	浜松市中央区小池町38番地の1
電話番号	053-434-5710
法人の種別及び名称	社会福祉法人 峰栄会
代表者職	理事長
代表者氏名	高杉 威一郎
介護保険事業所番号	2277100265
指定年月日	平成12年 3月 1日
通常の送迎の実施地域	静岡県浜松市内

2 事業所の職員の概要

職 種	員 数	勤務の体制	
管理者	1名	常勤	1名
医師	1名	非常勤	1名
生活相談員	1名以上	常勤	1名以上
介護職員	27名以上	常勤換算	27名以上
看護職員	3名以上	常勤換算	3名以上
管理栄養士	1名以上	常勤	1名以上
介護支援専門員	1名以上	常勤	1名以上
事務職員	1名	常勤(兼務)	1名

＊特養80床、ショート20床、計100床に対する職員配置

3 短期入所生活介護の概要

定員	20 名
居室	4人部屋 4 室
	2人部屋 1 室
	個室 2 室
浴室	一般浴槽 中間浴槽 特殊浴槽

4 短期入所生活介護の運営方針

- ①介護者の便宜と負担の軽減を図り、利用者本人の在宅での生活が維持されるように援助します。
- ②利用者が自宅に戻ったとき、その生活に支障をきたさないように援助します。
- ③日常生活の援助を行う中で自立を促す援助を心掛けます。

5 利用料金

- (1) 当事業所の指定短期入所生活介護の提供(介護保険適用分)に際し、利用者が負担する利用料金は、適用期間に応じた利用者負担の割合欄に記載された割合分の金額となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては10割を負担していただきます。また、居宅サービス計画の作成が済んでいない方は償還払いになることもあります。

従来型個室		多床室		[単位]	
介護度	介護費	介護度	介護費		
要支援1	451	要支援1	451		
要支援2	561	要支援2	561		
要介護1	603	要介護1	603		
要介護2	672	要介護2	672		
要介護3	745	要介護3	745		
要介護4	815	要介護4	815		
要介護5	884	要介護5	884		
送迎加算	184	送迎加算	184		
看護体制加算Ⅰ	4	看護体制加算Ⅰ	4		
介護職員等処遇改善加算(Ⅱイ)		総単位数の15.9%			
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		6単位/日で算定する			
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		10単位/月で算定する			

- * 介護報酬 1単位当たり10.17円となります。(地域区分7級地)
- * サービス提供体制強化加算(Ⅲ)
利用者にサービスを直接提供する職員の総数のうち、勤続年3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。
- * 長期利用者の基本報酬の適正化
自費利用を挟み実質連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している利用者に対し指定短期入所生活介護を行った場合、所定単位数から減算を行います。
長期利用者に対する短期入所生活介護 △30単位/日
- * 通常の送迎の実施地域を越えた場合は次の金額を負担していただきます。
通常の送迎の実施地域を越えてから20km未満 400円
通常の送迎の実施地域を越えてから20km以上 600円

(2) その他の費用

食費、居住費、おやつ費、理美容代、その他の日常生活において通常必要とされる費用は利用者の負担となります。

利用者負担段階	個室		多床室		[円]	
	食費	居住費	食費	居住費	おやつ費	理美容代
第1段階	300	380	300	0	100	2,100
第2段階	600	480	600	430		
第3段階①	1,030	880	1,030	430		
第3段階②	1,360	980	1,360	530		
第4段階(標準)	1,545	1,231	1,545	915		

食費の内訳として、朝食330円、昼670円、夕食545円とします。
また上記の食費を超えない場合、その金額が自己負担分となります。

(3) 料金の支払方法

利用者が当事業所に支払う料金の支払方法については、月ごとの精算とします。毎月20日までに、前月分ご利用いただいたサービス利用料金の請求をしますので、サービス利用の翌々月の12日までにお支払いください。利用料金の支払いは、口座振替、銀行口座振込、又は現金での支払いもお受けいたします。

振り込み銀行	清水銀行有玉支店
口座番号	普通預金 2040604
口座名	社会福祉法人 峰栄会
	理事長 高杉威一郎

(4) キャンセル料

利用者の都合により短期入所介護をキャンセルした場合には、下記の料金を頂きます。キャンセルする場合には、至急事業所に連絡してください。

入所日の前日19時迄にご連絡をいただいた場合	無料
入所日の前日19時迄にご連絡がなかった場合	1日の基本料金の10%

(5) その他

利用者の被保険者証に支払方法の変更の記載(利用者が保険料を滞納している為、サービスの提供を償還払いとする旨の記載)があるときは費用の全額を支払っていただきます。この場合、当事業所でサービス提供証明書を発行しますのでこの証明書を後日浜松市の窓口に提出し、差額(介護保険適用分)の払い戻しを受けてください。

6 サービスの利用方法

(1) 利用開始

- ・当事業所の担当職員が利用者のお宅に伺い、当事業所の短期入所生活介護の内容などについてご説明します。
- ・この重要事項説明書により利用者の同意を得た後、当事業所の管理者が短期入所生活介護計画を作成し、サービスの提供を開始します。(入所期間が短い期間には作成しない場合があります。)
- ・利用者が居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼している場合は、事前に居宅介護支援事業者にご相談下さい。

7 サービス利用にあたっての留意事項

(1) 面会時間

- ・面会時間は8時30分～20時までとします。ただし、利用者の体調により受診が必要な場合にはこの限りではありません。1階事務所カウンターにて面会簿にご記帳をお願いします。

(2) 外出・外泊

- ・外出・外泊(定期受診を含む)をご希望される際は事前に日時をご連絡ください。
- ・送迎についてはご家族でお願いします。

(3) 金銭の管理

- ・必要時には貴重品類は事務所でお預かりさせていただくこともあります。必要最小限の金銭は本人管理も可能です。その際は管理方法について利用者と相談させていただきます。

(4) 衛生管理

- ・介護に使用する物品等は常に清潔に保ち、定期的な消毒を施す等、衛生管理に十分留意します。
- ・事業所もしくはサービス従事者は感染症等に関する知識の習得に努め、感染症の発生・蔓延防止のための措置を講じます。

(5) 所持品の持ち込み

- ・日常生活の中で使用されているもの(メガネ、補聴器、吸引機、エアーマット等)と衣類をお持ち込みください。持ち込まれるものにはすべてお名前のご記入をお願いします。
- ・排泄用品(紙オムツ・尿パット類)の持ち込みは可能です。ただし、当事業所の排泄用品を利用させていただくこともできます。利用時に相談に応じます。
- ・食べ物の持ち込みは原則禁止とさせていただいております。ただし、必要に応じて補食・おやつ等の持ち込みを認める場合があります。その際には事務所職員、介護職員にお申し出ください。

(6) 身体不拘束

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束は行いません。ただし、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる時は、利用者に対しての説明及び同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び様態等について記録を行います。

(1) 緊急性

直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

(2) 非代替性

身体拘束以外に利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することが出来ない場合に限ります。

(3) 一時性

利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

8 サービス内容

食事	朝食:7時30分～、昼食:12時～、夕食:18時～
排泄	定時誘導・交換:1日7回 他随時誘導・交換
入浴	一般浴・中間浴・特浴とも週に2回 他希望時対応。
健康管理	毎朝検温・脈拍チェック等 他随時バイタルチェック、様子確認
理美容	月に1～2回

*サービスの提供は懇切丁寧に行い、サービスの提供方法について利用者にわかりやすい説明をします。

*サービスの提供に用いる設備・器具等については安全・衛生に常に注意を払います。

9 緊急時の対応方法

主治医もしくは当事業所の協力医療機関などに連絡致します。

10 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は速やかに保険者、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況斟酌した相当と認められる時に限り、損害賠償を速やかに履行するものとします。

11 虐待防止のための措置に関する事項

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のために、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講じます。

12 非常災害対策

事業者もしくはサービス従事者は、サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等適切な措置を講じます。

また、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、非常災害に備えた訓練を定期的に実施します。

13 契約の終了

- ①利用者からの申し出による契約終了
- ②事業所からの申し出による契約終了
- ③自動的契約終了

14 苦情受付

利用者は、当事業所の短期入所生活介護の提供について、いつでも苦情を申し立てることができます。利用者が当事業所に苦情を申し立てたことにより、利用者に対して差別待遇をすることは一切ありません。

苦情受付窓口	担当	河合 鮎美
	受付時間	8:30～17:30
	電話番号	053(434)5710
	FAX番号	053(434)5108

この他、市町村や国民健康保険団体連合会窓口で苦情を申し立てることができます。

市町村	担当窓口	中央福祉事業所 長寿支援課 中央区役所内
	所在地	浜松市中央区元城町103-2
	電話番号	053-457-2324
	担当窓口	中央福祉事業所 長寿支援課 東行政センター内
	所在地	浜松市中央区流通元町20-3
	電話番号	053-424-0184
	担当窓口	中央福祉事業所 長寿支援課 西行政センター内
	所在地	浜松市中央区雄踏町一丁目31-1
	電話番号	053-597-1119
	担当窓口	中央福祉事業所 長寿支援課 南行政センター内
	所在地	浜松市中央区江ノ島町600-1
	電話番号	053-425-1572
	担当窓口	中央福祉事業所 長寿支援課 北行政センター内
	所在地	浜松市浜名区細江町気賀305
	電話番号	053-523-2863
	担当窓口	浜名福祉事業所 長寿保険課 浜名区役所内
国民健康保険 団体連合会	所在地	浜松市浜名区貴布祢3000
	電話番号	053-585-1122
	担当窓口	天竜福祉事業所 長寿保険課 天竜区役所内
	所在地	浜松市天竜区二俣町二俣481
国民健康保険 団体連合会	電話番号	053-922-0065
	所在地	静岡市葵区春日2丁目4番34号
	FAX番号	054-253-5590
国民健康保険 団体連合会	FAX番号	054-251-3445

15 裁判管轄

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合は、事業所は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

16 裁判管轄

利用者及び事業所は、この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、浜松地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることを予め合意します。

(事業者)

短期入所生活介護の提供にあたり、この重要事項説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所在地 浜松市中央区小池町38番地の1

名称 さぎの宮寮短期入所生活介護事業所

説明者

印

この重要事項説明書に基づいて重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

(利用者)

住所

氏名

印

(代理人)

住所

氏名

印